

令和3年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時  
閉会 午後 1時17分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長  
松井弘副委員長  
飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、本木茂委員、石川忠義委員、岡重夫委員、  
水村篤弘委員、深谷顕史委員、秋山文和委員

欠席委員 木下高志委員

説明者 [産業労働部関係]  
板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、  
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、  
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、  
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、  
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、  
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、  
益城英一産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、  
後藤安史労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]  
北島通次公営企業管理者、磯田和彦企業局長、  
鈴木柳蔵管理部長、高橋伸保水道部長、吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、  
佐藤和央地域整備課長、加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、  
野口清隆主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第151号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)のうち産業労働部関係	原案可決
第153号	令和3年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第154号	令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第170号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第13号)のうち産業労働部関係	原案可決

## 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第6号	麻生財務大臣も見直しが必要と認めた家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願	不採択

**【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】**

**飯塚委員**

- 1 国の事業再構築補助金の採択率は5割程度にとどまっており、中小・小規模事業者にとってなかなかハードルが高いと聞いている。今回、申請に必要な事業計画の策定をコンサルタント等に依頼する際の経費を補助することだが、経費の補助だけで、採択率のアップにつながるのか。
- 2 経営革新計画の制度はいつから実施しているのか。また、埼玉県では、年間何件、採択されているのか。その中で、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発計画の割合はどれくらいか。
- 3 県内事業者のうち、原材料価格高騰の影響を受けている事業者の割合はどれくらいか。また、売上利益率等の減少について、どのように確認するのか。
- 4 現在のとくとく埼玉！観光クーポン券の配布状況はどうか。追加分は10万人分で足りるのか。
- 5 県外からの旅行者の割合はどれくらいを想定しているのか。積算においては、他県からの観光客を含めているのか。
- 6 クーポン券はチェックアウト後に配布することだが、県外の旅行者は県内で使ってくれないなど、使い勝手が悪いのではないかと考えるが、どうか。
- 7 クーポン券の使用状況を把握しているか。

**産業支援課長**

- 1 事業再構築補助金を申請するには事業再構築計画を策定しなければならない。今まで専門家に余り頼らず計画策定をしていた事業者についても、計画策定費用を補助することにより、専門家に相談・依頼しやすい環境をつくることで、実現性の高い採択されやすい事業計画の策定につなげる。それにより、事業再構築補助金の採択率のアップも図れるものと考えている。
- 2 経営革新計画の承認制度は、平成11年度から実施されている。昨年度の埼玉県の経営革新計画の承認実績は、1,103件である。また、今年度の上半期の経営革新計画の承認状況・内容を把握したところ、今回のデジタル技術に係る経営革新計画の実行に要する経費の補助の対象となる計画は、おおむね1割程度と考えているところである。

**金融課長**

- 3 令和3年10月に実施した埼玉県商工会連合会の調査によると、「影響が大きい」と回答した割合は41.5%、「影響がある」と回答した割合は36.6%となっており、全体の8割の事業者が影響を受けているものと認識している。売上利益率等の減少については、制度融資の受付機関である商工会議所又は商工会に相談していただき、判断することになる。具体的には、月次試算表、売上台帳や仕上台帳のほか、場合によっては原材料価格高騰の影響を受けていることが分かる仕入伝票等に基づいて確認し認定していただくことになる。

**観光課長**

- 4 本年11月1日に、クーポンの配布を再開し、用意していた約45,000人分のう

ち、現在約36,000人分を配布している。147の宿泊施設でクーポン券を配布しているが、うち42の宿泊施設で配布を終了している。

- 5 宿泊者は、県内と県外でおおむね1対2となっている。配布数はコロナ前の宿泊旅行者の実態を踏まえて積算しており、令和2年1月・2月の二か月間の宿泊実績の約89,000人に上乘せし100,000人分とした。これは県外からの宿泊旅行者も含んでいる。
- 6 G・O・T・Oトラベル事業で宿泊の直前キャンセルなどによる不正利用などが生じたため、チェックアウト後に配布することになっている。チェックアウトは午前10時頃の施設が多いので、チェックアウト後に利用いただけると考えている。しかしながら、素泊まりの宿などはチェックイン時に配布すれば、夕食に使っていただけることもあるので、制度設計の際に検討したい。
- 7 クーポンは土産物販売店、飲食店、ガソリンスタンドなど幅広い業種の2,000を超える店舗等で利用されている。売店などで売上げが上がったとの声もある。現在精算作業中だが、順調に使用されている。

### 飯塚委員

- 1 ラグビー観戦と宿泊の組合せなど新たな切り口の宿泊観光のPRが必要ではないか。
- 2 事業再構築支援センターの相談実績や専門家派遣実績はどのぐらいあるのか。また、補助金申請に結び付いた案件はどのぐらいあるのか。

### 観光課長

- 1 様々な埼玉の宿泊観光の魅力をPRすることは重要であると考えている。クーポン配布再開前は、取扱い宿泊施設は137施設だったが、147施設に増加させた。追加配布時には更に多くの特徴のある宿を増やしていきたい。

### 産業支援課長

- 2 令和3年9月定例会の補正予算（第10号）で、コロナ関係で傷んでいる事業者の方への経済対策ということで、国の補助金の獲得のために事業再構築支援センターを設置している。12月15日時点で、相談が83件、専門家派遣が6件、国の事業再構築補助金の第4次公募に申請予定の事業者が12件あると聞いている。

### 荒木委員

- 1 キャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援についてだが、現在、県内には800を超える商店街がある。そのうち、どれくらいの商店街を本支援の対象としているのか。
- 2 キャッシュレスを既に導入している店舗は、一商店街でどれくらいの割合か。
- 3 補助条件としてキャッシュレスの導入率を9割に設定しているが、かなり高い数字だと思う。この条件は、達成可能なのか。
- 4 今回の商店街に対する支援策は、DX推進の入口として県としても積極的に推進すべきと考える。一方で、現金払いに慣れている高齢者が比較的多い地域の商店街では、キャッシュレス化によって、店舗に行く機会が遠のくことが少し懸念されるが、どう考えるか。
- 5 中小企業のニーズを踏まえたデジタル人材の育成についてだが、本支援によってどのような人材の育成を考えているか。

- 6 どのように商工団体と連携して、高等技術専門学校と地元企業をつなぐネットワークを構築するのか。
- 7 宿泊割引等によるキャンペーン事業やG o T oトラベル事業と、とくとく埼玉！観光クーポンを併用すると、例えば11,000円の宿泊代の実質的な自己負担額が1,000円になるなど、旅行者にとってかなり得になる。こうした制度で需要喚起が図られると思うが、キャンペーン終了後に反動がくることが懸念される。どう考えるか。
- 8 県の宿泊割引等によるキャンペーン事業と、G o T oトラベル事業は併用できないため、旅行者がG o T oトラベル事業を選択すると県の制度の執行率が下がると思うが、どう考えるか。
- 9 クーポン券は、お釣りが出るのか。

#### 商業・サービス産業支援課長

- 1 対象は40商店街を見込んでいる。現在、県で商店街実態調査を実施しており、その中でキャッシュレス導入の重要性を認識していると回答した商店街が約40商店街あった。まず、そのようなところから支援していきたい。
- 2 商店街実態調査の推計値で、一商店街当たり導入率は約50%である。
- 3 消費者のキャッシュレス利用がかなり増えている中、商店街のキャッシュレス率は約50%であり、非常に率が低い商店街もある。そのような商店街に対し、キャッシュレス導入を重点的に支援していくため、制度を立ち上げた。商店街全体でキャッシュレス導入に取り組んでいただき、商店街としてキャッシュレス率を上げていただきたい。導入が9割以上の場合、手厚い支援として補助率10分の10とし、店舗の負担なしで端末を購入できるよう制度設計をしている。また、20店舗以上導入した商店街に対しても補助率10分の10で端末費用を補助したいと考えている。御指摘のとおり、9割以上とするには商店街の大変な努力が必要な場合もある。県では、導入に向けた合意形成への助言や、導入メリットの共有のために、専門家の派遣による支援を行う。また、9割以上となった商店街に対しては、広報活動費として、補助率10分の10、上限300,000円まで支援させていただくので、これをインセンティブに9割以上を目指していきたい。
- 4 商店街実態調査の中で消費者調査も実施しており、65歳以上の高齢者でも恒常的に3割弱、キャッシュレスを利用しているという結果が出ている。年齢が下がるほどキャッシュレスの利用が高まることも確認している。したがって、高齢者の多い地域でもキャッシュレスの需要はあると考えている。将来を見据えた場合、客に選ばれる店舗であるためには、キャッシュレスの導入は必要になってくると考える。また、キャッシュレスを導入しても現金決済を除外するものではないので、現金しか使わない高齢者の足が遠のくことはないと考えている。

#### 産業人材育成課長

- 5 県内中小企業のDXに取り組む課題として、何をどう進めたらよいか分からない、DXを担う人材がないといった声を聞いている。本事業では、企業がデジタル化を推進する入口において案内役となるような社員の育成をイメージしている。社内で初めの一步を踏み出すための推進役となるような人材や、外部の専門家を活用する際の専門家との調整役となるような人材を想定している。
- 6 高等技術専門学校ごとに7つの地域に分け、商工団体を通じて、区域内の企業と意見交換をしていくような場を作っていく。継続的に企業の実情を把握し、これまで以上に企

業ニーズに合った人材育成に取り組んでいきたいと考えている。また、商工団体に配置されているDX推進員なども活用し、セミナー参加への呼び掛けや、今後の取組に向けた企業のニーズ把握にも努めていく。

### 観光課長

- 7 国では、今後、Go Toトラベル事業について、事業をすぐに終了するのではなく、補助率を段階的に下げるなどソフトランディングしていくことを調整している。国の動向も見ながら、県としてどうすべきか検討していく。
- 8 Go Toトラベル事業は平日利用を促進するため制度変更を行っている。その結果、休日利用の場合は、Go Toトラベル事業よりも県の宿泊割引等の方が、メリットがある。そういった点を丁寧にPRしていく。
- 9 釣りは出ないので、余計にもう少し買物をしてみようという消費喚起を促すものである。

### 産業労働部長

- 7 補足する。11,000円のうち、5,000円は直接割引されるが、6,000円の自己負担は残るため、宿泊事業者には旅行者から6,000円が支払われる。残りの支援額はあくまでもクーポン配布によるものである。クーポンは県内店舗で利用いただける。

### 荒木委員

- 1 800を超える商店街が本県にある中で、対象が40商店街だと、割合は約5%である。キャッシュレスを重要視して、やる気のある商店街を対象に、支援策がより手厚くなるということだが、それ以外の商店街こそ、しっかり行っていただく必要があると考える。手厚い支援の対象にならない商店街については、どのように重要性を認識し、キャッシュレス化を推進していくのか。
- 2 7校の高等技術専門校には多岐にわたる訓練コースがある。地元企業との交流の場を設けるといえるが、訓練コースに即した適切な交流は可能なのか。
- 3 国は、Go Toトラベル事業を平日重視に制度変更したが、県は、それを把握した上で、宿泊割引等によるキャンペーン事業を、土日祝日に特化した制度にしたのか。

### 商業・サービス産業支援課長

- 1 商店街の中の合意形成を取る必要があるため、しっかりと組織化された商店街でないとなかなか難しい。組織力をつけていただくために、これとは別の事業で、市町村や商工団体と協力して行っていきたい。ただし、本事業は商工団体も対象としているので、組織力の弱い商店街は、商工団体の力を得て進めていただきたいと考えている。

### 産業労働部長

- 1 補足する。本事業の対象は基本的に全ての商店街だと考えている。ただし、今回、令和3年12月定例会の補正予算（第12号）として提出しているため、令和4年3月末までに対応するには、組織化されて意識が高い商店街が申請してくると考え、40商店街とした。商店街のキャッシュレス化を推進する理由は、DXが大きな課題だからである。商店街は店舗が多く、多くの客が利便性を感じるための入口として、キャッシュレス化が一番取り組みやすい。さらに、各市町村では、これまで地域振興券などを紙で配

布して、商店街振興や地域振興を行ってきたが、今後、商店街で同一の決済手段を導入していただければ、より利便性が高められ、行政コストも削減した地域振興ができるのではないかと考える。各商店街には、できれば同じ決済手段を導入するよう御協力をいただきながら、進めていきたい。そのため、手厚い補助を受けるための条件を9割と設定している。10割が理想ではあるが、導入するかどうかは個々の店舗の判断なので、9割を目標にしていく。

### 産業人材育成課長

2 高等技術専門校ではこれまでも地域企業等と連携しており、例えば、機械科デュアルシステムでは地域企業で企業実習を実施している。地域企業との連携を深め、企業ニーズを把握することで、訓練内容の向上を図りたい。また、地域企業とのネットワークにより、企業の魅力などを訓練生に伝え、就職の選択肢の幅を広げることにも可能になると考えている。

### 観光課長

3 平日重視になったG。T。トラベル事業を踏まえて、制度設計した。G。T。トラベル事業の平日と土日祝日の違いは、旅行代金の30%割引、上限7,000円という点では同じだが、別途配布するクーポンが、平日は3,000円で、土日祝日は1,000円だという点である。

### 荒木委員

優秀なデジタル人材を育成し、埼玉県内の企業に就職していただきたい。県内企業への就職の目標値はあるか。

### 産業人材育成課長

本事業の育成対象は、県内中小企業の在職者と考えている。また、高等技術専門校の訓練生については、ものづくり系を中心として就職している。地元への就職も、高等技術専門校の重要な目的であると認識しているが、数値的な目標は設定していない。ネットワークを通じて、企業の魅力などを伝え、地域での就職につなげたい。

### 水村委員

- 1 日本はほかの先進国と比べてキャッシュレス決済の導入率が低いと言われている。日本のキャッシュレス決済の導入率、埼玉県の導入率は、現在どれくらいか。また、近隣都県と比べて、埼玉県の現状はどうか。
- 2 キャッシュレス決済の導入のネックは手数料とも言われている。手数料は3%のところが多いが、現金決済の際の入金、小銭の用意などのコストと比較して手数料が2%程度であれば、キャッシュレス決済のメリットが上回るとも言われている。キャッシュレス決済のための端末の購入費用の補助だけで、十分なインセンティブになると考えているのか。県による手数料の補助や手数料引下げを誘導するような政策は考えていないのか。
- 3 デジタル人材の育成について、先ほど在職者訓練の説明があったが、どういうカリキュラムで、どの程度の規模で実施するのか。
- 4 ネットワークを構築するとあるが、求人から就職までワンストップで支援できるのか。
- 5 とくとく埼玉！観光クーポンについて、現在約2,000店舗で使用できるとのこと

だが、今後、新規登録はできるのか。

- 6 県外からの旅行者へは、どのようにPRしていくのか。
- 7 宿泊割引等によるキャンペーン事業における対象者に、「県内及び隣接都県等からの旅行者」とあるが、「等」はどこを指しているのか。
- 8 宿泊割引等によるキャンペーン事業やGo Toトラベル事業など複数の制度が併存することとなる。どの制度が一番得になるのか自動計算できるようにするなど、旅行者に分かりやすくする必要があるのではないか。

### 商業・サービス産業支援課長

- 1 国のキャッシュレス推進協議会によると、2020年のキャッシュレスの決済比率は29.7%であるが、都道府県別のデータはなく、キャッシュレスの支払い比率というデータがある。これはクレジットカード、電子マネーを対象としたもので、全てのキャッシュレス決済を網羅したものではないため、先ほどのキャッシュレス決済比率と単純な比較はできないが、2019年は、埼玉県では26.9%、近隣の東京都では31%、千葉県と神奈川県では31.2%、全国平均は23.8%である。
- 2 手数料が一番のネックと考えている店舗が多いことは認識しているが、手数料への永続的な補助は困難であると考えている。手数料の引下げについては、埼玉県だけの問題ではなく、全国的な問題であると認識している。そのため、これまで国に対し、手数料の恒常的な引下げに向けての要望を継続的に行っている。商店街のキャッシュレス導入については、まずは専門家と連携して、キャッシュレス導入のメリット、手数料があったとしても導入の必要性が高いこと、消費者のニーズが高いことを商店街の各店舗に啓発し、導入に踏み出していただくよう支援していきたい。また、キャッシュレス利用に結び付く国のマイナポイントが、令和4年1月から開始されると聞いている。消費者のニーズや国のキャッシュレス促進策などの情報提供も併せて行っていく。

### 産業人材育成課長

- 3 高等技術専門校の訓練は、新規学卒者に対して2年の訓練期間で就職を目指すもの、離転職の方向けに再就職を目指すもの、これらとは別に、企業で働いている方に土日夜間で短期間の訓練でスキルアップをする在職者向けのものがある。今回の事業は訓練ではなく、DXに向けた意識啓発セミナー、交流会などを実施し、今後の在職者訓練等の講座に繋げていくものである。意識啓発セミナーとして、デジタル化や社内の人材育成などをテーマにし、オンライン方式で大規模に実施する。また、交流会では先進事例の紹介や専門家との意見交換を少人数で行う内容を考えている。
- 4 高等技術専門校の訓練生は職業訓練を受けた後に、求人をお願いした企業に就職するまで、一貫して支援している。今後、企業との連携により、更にマッチングを強化していきたい。

### 観光課長

- 5 新規登録は可能である。11月1日のクーポン配布再開後に約700店舗増やしている。店舗数の増加は利用者にもメリットがある上、県としても事業効果の広がりにつながるため、今後も店舗数を増やしていきたい。
- 6 旅行予約サイトでの広告のほか、Web広告や旅行情報誌のWeb媒体の活用、新聞広告などによりPRしていく。
- 7 神奈川県を想定している。国が年明けに対象地域を拡大する見込みであり、それを踏

まえたものである。

- 8 個々の旅行について自動計算で案内することは難しいが、ケースごとに分かりやすくビジュアル化するほか、旅行事業者と連携して個別に案内できる方法も検討していく。

### 深谷委員

キャッシュレス推進協議会のデータによると、令和3年度の月間利用者数は、昨年同月比では増えているが、令和3年に入ってからには横ばいの状態である。利便性は良いが、利用する人が伸び悩んでいるという実情も報道されている。店に端末を置いても余り使う人がいないという実態があると思う。一部の企業で、不具合や情報漏えいなどのトラブルもあり、そうしたことも足かせになっていると感じる。水村委員の質問にもあったが、導入しても手数料がかかり、それを上回るメリットがないと、なかなか設置しても使う人がいないことになってしまう。導入を支援するとともに、利用者や利用頻度を増やしていく取組も同時に進めていくことが重要と考える。一所懸命設置してもらったのに、店と利用者双方にメリットが感じられないという状況になってしまうのではないか。この点について、どう考えるか。

### 商業・サービス産業支援課長

委員御指摘のとおり、キャッシュレス導入とともに消費喚起策があると効果的だということは、今までの例から分かっている。しかし、国や市町村が消費喚起策をこれまで継続的に行ってきたが、商店街ではキャッシュレス導入が進んでいない。先ほど導入率は50%と申し上げたが、中には、ほとんど進んでいない商店街も見受けられる。令和4年1月から、国のマイナポイントが始まる。こうした消費喚起策に対応できるように、商店街でキャッシュレス端末導入を進める手厚い支援策を考えた。

### 深谷委員

神奈川県では、総額70億円の還元キャッシュバック、かながわPayという取組をしているが、埼玉県としてもそのような消費喚起策を行う考えはないか。

### 商業・サービス産業支援課長

大規模な消費喚起策は、今のところ考えていない。

### 産業労働部長

国の財源を使って、都道府県が、それぞれのアイデアで経済対策を行っている。埼玉県においては、まず飲食店の落ち込みが一番大きかったため、その協力金を充実させてきた。さらに、今回の補正予算案のとおり、観光事業者、宿泊事業者、バス等の交通機関、観光地の物販や飲食、そういうところに集中して支援をすることが一番重要ではないかと考える。県全体が一律で落ちているわけではなく、巣ごもり需要もあり、傷んでいるところと売上が良かったところもある。そこをしっかりと見極めた上で、集中的に手を差し伸べなければいけないところに、支援していくことが基本ではないかと考えている。

### 秋山委員

- 1 事業再構築等に取り組む中小企業等への支援について、国の事業再構築補助金で不採択になった場合、県の支援の取扱いはどうなるのか。
- 2 事業再構築支援センターへの相談費用は発生するのか。

- 3 キャッシュレス決済の導入支援については、来年度も継続するのか。
- 4 原材料価格高騰の影響を受けている中小企業等への資金繰り支援として100億円の緊急融資枠を設定しているが、何社の利用を想定しているのか。
- 5 原油以外の原材料価格の高騰とはどのようなものを想定しているのか。
- 6 税の滞納があった場合でも融資できるのか。
- 7 とくとく埼玉！観光クーポンの有効期限はいつか。
- 8 宿泊割引等によるキャンペーン事業のクーポン券は日帰り旅行も対象ということだが配布場所はどこになるのか。
- 9 宿泊施設の売店でクーポンは利用できるのか。

#### 産業支援課長

- 1 事業再構築計画の策定費用補助については、国の事業再構築補助金で不採択になった場合でも、事業再構築補助金の第5次公募に申請したのであれば補助対象となる。
- 2 事業再構築支援センターにおける相談や専門家派遣の費用は無料となっている。

#### 商業・サービス産業支援課長

- 3 まずは、この取組を一所懸命行い、実績等を検証し、継続については検討していきたい。

#### 金融課長

- 4 今回の補正予算は、平成20年度に実施した原材料価格高騰の影響を受けた金融支援の融資実績を参考に、約1,000社の利用を想定したものとなっている。
- 5 ウッドショックと言われている木材価格の高騰、鉄や食材価格の高騰を含め、幅広い業種において影響を受けているものと認識している。
- 6 県制度融資では、事業税を滞納していないことを融資要件の一つとして定めている。制度融資が県民の税金を基に運営されていることから、御理解いただきたい。国税など事業税以外については、要件として定めていないため、融資の申込みは可能である。ただし、金融機関や保証協会の審査においては、企業の財務状況が判断され、その一つとして納税状況も加味されると思われるため御留意いただきたい。

#### 観光課長

- 7 期限は令和4年3月1日を想定していたが、追加提案した、宿泊割引等によるキャンペーン事業のクーポンの期限が3月11日であるので、利用者の利便性を考え、とくとく埼玉！観光クーポンの期限も3月11日にすることを検討している。
- 8 バスツアーの集合場所などで配布する。
- 9 宿泊代そのものには利用できないが、登録いただければ宿泊施設の売店でクーポン利用は可能である。

#### 秋山委員

県では、事業税以外の税については滞納していないことを融資要件にしていないとのことであるが、県のその趣旨について、融資審査を行う金融機関にも訴えていただきたいがどうか。

#### 金融課長

県としては、利益が発生している事業者においては、適切に事業税を納めていただきたいと考えている。その他の税についても国民の義務でもあることから、御理解をいただきたい。

### 秋山委員

払わなくていいと言っているのではなく、県が融資する趣旨に基づいて、金融機関も判断してほしいということを申し上げた。(意見)

### 石川委員

キャッシュレス決済端末導入に係る経費の補助率が3種類あり、それぞれ条件がある。先ほど、40商店街を積算の根拠にしているということであったが、2分の1の補助になる積算をしている商店街はいくつか。

### 商業・サービス産業支援課長

予算上、2分の1で積算しているところはない。

### 石川委員

商店街を構成する商店の数が減っている。補助率10分の10の条件を満たすところは、比較的力のある商店街だと思う。頑張っているけれど構成店舗が減っている商店街などに、キャッシュレスが広がっていかないと考えるが、どうか。

### 商業・サービス産業支援課長

商店街の会員店舗の9割以上かつ新たに10店舗以上の導入が補助率10分の10の一つの条件になっている。10店舗未満の小規模の商店街については対象にならないので、特例措置を考えたい。商工団体も補助金申請の対象としているので、小規模な商店街については、商工団体が取りまとめて申請していただける。

### 石川委員

先ほど申し上げたとおり、商店街を構成する商店自体が減っている。商店街に加盟しているけれど、実際にはほとんど商売をしていない商店が多くなっているという現実もある。このままだと、力のある商店街と、そうでない商店街のキャッシュレス化について、差がついてしまうと考える。まずは40商店街を対象にすることだが、今後も期待してよいということか。

### 商業・サービス産業支援課長

今回、執行期間に限りがあるので40商店街とした。商店街の状況等をよく勘案し、今後検討していきたい。

### 本木委員

- 1 以前、都内で食事をして、カードで払おうと思ったら、現金はないのかと言われたことがある。手数料を取られるからだと言っていた。手数料は一律なのか、カード会社によって違うのか。
- 2 端末導入後に、ランニングコストは発生するのか。カード会社への費用負担などは発生するのか。

### 商業・サービス産業支援課長

- 1 手数料は決済事業者によって異なる。例えばカード会社なら大体3.24%や3.25%。Suicaなど交通系電子マネーは3.24%。QRコード決済は手数料が低く1.98%と聞いている。売上げに応じて手数料を変えていくという事業者もある。
- 2 手数料は発生するが、端末のランニングコストがかかるとは聞いていない。

---

### 【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

#### 飯塚委員

今回、債務負担行為を設定する工事はどのような内容なのか。また、これらの工事を選定した理由は何か。

#### 水道管理課長

今回、債務負担行為を設定する23件の工事は、浄水場施設の維持管理を目的とした修繕工事である。具体的には、同種の設備が複数ある設備、バルブなど、毎年、順番で修繕する工事を選定している。継続的に行っている工事のうち、今年度中に契約手続が可能で、かつ施工期間を前倒しできる工事から選定した。

#### 秋山委員

今回の債務負担行為の設定により、企業局の工事発注の平準化はどのように図られるのか。また、これまではどうだったのか。

#### 財務課長

今回の債務負担行為の設定により、令和4年度当初の閑散期における工事量を確保し、繁忙期である年度末の工事量を減らすことで平準化を図ることができる。企業局の平準化率は、令和2年度までは30%台であったが、昨年度の12月補正予算において、初めてゼロ債務負担行為の設定をしたことにより、令和3年度の平準化率は40%台になる見込みである。また、今回の補正により、令和4年度の平準化率は更に改善され、50%程度になる見込みである。

#### 秋山委員

平準化率の算出方法は件数によるのか、金額によるのか。

#### 財務課長

件数ベースで算出している。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【請願に係る意見（議請第6号関係）】

#### 飯塚委員

議請第6号「麻生財務大臣も見直しが必要と認めた家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は、個人事業者が配偶者や親族に対価を支払った場合、必要経費に算入しないこ

とを定めている。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正当に評価されるべきことはいうまでもない。そこで、所得税法第57条では、事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定め、家族従業員への給与の実額による経費算入を認めている。本請願では、青色申告は税務署長が条件付きで一部経費を認める制度であり、こうした認定がなければ、個人事業者は家族の働き分が認められないという税制には、道理がないと主張し、所得税法第56条の廃止を求めている。しかし、白色申告が簡易な方法による記帳義務であるのに対し、青色申告は正規の簿記による記帳が求められることから、青色申告者に税制上の優遇制度を設けることは合理性があるといえる。また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げること」を求める本請願は、不採択とすべきである。

### 秋山委員

議請第6号「麻生財務大臣も見直しが必要と認めた家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」に、紹介議員の一人として賛成の立場から意見を述べる。当時の自民党、麻生財務大臣が2019年3月28日財政金融委員会で述べたのは、「これは以前から所得税法第56条を見直すべきとの御指摘を受けておりますので、これは引き続き丁寧に検討させていただきます」ということである。麻生大臣もおっしゃっており、家族専従者の働き分を必要経費と認めないのは、特に中小業者の経営が家族全体の労働によって支えられているのが現実であり、大きな不利益になるのでこれを廃止してほしいという声がずっと続いている。請願では、働き分の報酬が認められ個人としての人格が尊重されることは当然の権利、家族の働き分、自家労賃は事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が50万円を控除されるにとどまり、その社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車を掛けていること、などと指摘をしている。また、56条廃止を求める決議、意見書採択自治体は、直近では11県556市町村になっている。日本弁護士連合会、各地の税理士会も意見書を出している。さらに、国連女性差別撤廃委員会も日本政府に見直しを勧告した。埼玉県市町村税務協議会は、令和3年10月29日に会長、川合善明川越市長名で各市町村税務主管課長あてに、令和3年度三税協議等国県への要望事項の中で、事業主と生計を一にする配偶者、その他の親族がその事業に従事したこと等の事由により対価を受け取る場合には、その対価の金額は当該事業主の所得の計算上、必要経費への参入を認めないこととされている所得税法第56条について、見直しを行っていただきたい（新規）と求めている。埼玉県内の新しい動きである。あらゆる点で時代遅れのこの所得税第56条は、廃止する必要がある。議員各位の御賛同をお願いし、意見とする。

### 石川委員

本請願は、意見書として所得税法第56条の廃止を国や政府に求めるべきとの請願である。個人事業主の家族従業者への労働の対価が原則として必要経費に計上できないことで、家族従業者の社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車を掛けている現状認識については、理解する。しかしながら、第56条がある中で、第57条に基づく例外として、申告方法によって家族従業者の労働への対価が必要経費に計上できることについて、道理がないとの批判には当たらないものと解する。第56条と第57条は、一体的なものである。第56条制定時から、個人事業、家族経営への形態は大きく変化し、働き方も多様化している。本来は、請願で求める第56条を廃止すること自体に主眼を置くべきでなく、こう

した社会情勢を背景に幅広い議論を経て、制度全体の見直しが必要である。したがって本  
請願には反対する。

---